平成２９年（家）第１２号
岡山県倉敷市玉島長尾2675番地11
申立人　兼延　忠昇
本籍岡山県浅口市金光町占見1134番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岡山県岡山市北区、死亡年月日平成27年８月29日、出生の場所岡山県浅口郡金光町、出生年月日昭和16年６月25日、職業無職
被相続人　亡　八方　道遠
催告期間満了日　平成29年８月25日
岡山家庭裁判所玉島出張所

平成２９年（家）第７００１号
山口県防府市大字向島628番地
申立人　阿部　次男
本籍山口県防府市大字台道6245番地、最後の住所山口県防府市大字上右田677番地の６、死亡の場所山口県防府市、死亡年月日平成27年12月17日、出生の場所兵庫県神戸市湊西区、出生年月日昭和７年９月５日、職業不詳
被相続人　亡　中村　慶子
催告期間満了日　平成29年８月25日
山口家庭裁判所

平成２９年（家）第３７号
松山市喜与町２丁目４番地30臼井法律事務所
申立人　井上　雄基
本籍愛媛県今治市大三島町野々江3289番地、最後の住所愛媛県今治市大三島町明日2466番地３、死亡の場所愛媛県今治市、死亡年月日平成27年12月10日、出生の場所大阪府大阪市港区、出生年月日昭和14年11月６日、職業造船業
被相続人　亡　越智　繁幸
催告期間満了日　平成29年８月25日
松山家庭裁判所今治支部

公示催告

次の申立人らから別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

平成２８年（へ）第２号
埼玉県川越市中原町２丁目６番地３
申立人　岸　　敏夫
広島県廿日市市前空１丁目８番25号（登記記録上の住所広島県佐伯郡大野町前空１丁目８番25号）
申立人　金井塚惠子
埼玉県川越市六軒町１丁目９番地３
申立人　岸　　洋子
権利の届出の終期　平成29年４月28日
平成29年１月16日　　川越簡易裁判所
（別紙）　目　録
不動産の表示
川越市六軒町一丁目９番１
宅地242.14平方メートル
失権すべき地上権の表示
さいたま地方法務局川越支局
乙区順位１番地上権設定
大正９年３月17日受付第803号
原因　大正９年３月17日設定
目的　建物所有
範囲　畑全部
存続期間　大正９年６月15日より30年
地代　金161円40銭
支払期　毎年６月10月５日に同日より翌年６月14日迄１年分前払
地上権者　東京市日本橋区浜町三丁目１番地　武州紡織株式会社
共同目的物件　川越市六軒町一丁目９番地３、同所同番地11、同所同番地12

平成２８年（へ）第３号
埼玉県川越市六軒町１丁目９番３
申立人　岸　　幸江
権利の届出の終期　平成29年４月28日
平成29年１月16日　　川越簡易裁判所
（別紙）　目　録
不動産の表示
川越市六軒町一丁目９番３
宅地1119.67平方メートル
失権すべき地上権の表示
さいたま地方法務局川越支局
乙区順位１番地上権設定
大正９年３月17日受付第803号
原因　大正９年３月17日設定
目的　建物所有
範囲　畑全部
存続期間　大正９年６月15日より30年
地代　金161円40銭
支払期　毎年６月10月５日に同日より翌年６月14日迄１年分前払
地上権者　東京市日本橋区浜町三丁目１番地　武州紡織株式会社
共同目的物件　川越市六軒町一丁目９番地１、同所同番地11、同所同番地12

平成２８年（へ）第４号
埼玉県川越市六軒町１丁目９番３
申立人　岸　　節、岸　　洋子
権利の届出の終期　平成29年４月28日
平成29年１月16日　　川越簡易裁判所
（別紙）　目　録
不動産の表示
川越市六軒町一丁目９番11
宅地136.04平方メートル
失権すべき地上権の表示
さいたま地方法務局川越支局
乙区順位１番地上権設定
大正９年３月17日受付第803号
原因　大正９年３月17日設定
目的　建物所有
範囲　畑全部
存続期間　大正９年６月15日より30年
地代　金161円40銭
支払期　毎年６月10月５日に同日より翌年６月14日迄１年分前払
地上権者　東京市日本橋区浜町三丁目１番地　武州紡織株式会社
共同目的物件　川越市六軒町一丁目９番地１、同所同番地３、同所同番地12

平成２８年（へ）第５号
埼玉県川越市六軒町１丁目９番３
申立人　岸　　節、岸　　洋子
権利の届出の終期　平成29年４月28日
平成29年１月16日　　川越簡易裁判所
（別紙）　目　録
不動産の表示
川越市六軒町一丁目９番12
宅地185.63平方メートル
失権すべき地上権の表示
さいたま地方法務局川越支局
乙区順位１番地上権設定
大正９年３月17日受付第803号
原因　大正９年３月17日設定
目的　建物所有
存続期間　大正９年６月15日より30年
地代　金161円40銭
支払期　毎年６月15日に同日より翌年６月14日迄１年分前払
地上権者　東京市日本橋区浜町三丁目１番地　武州紡織株式会社
共同目的物件　川越市六軒町一丁目９番地１、同所同番地11

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２８年（家）第７０４号
仙台市太白区向山１丁目19番40号　コーポ広瀬102
申立人　金井基浩こと　金　　基浩
国籍大韓民国、最後の住所仙台市畳屋丁47番地
不在者　金　　基代
西暦1934年８月28日生
届出期間満了日　平成29年５月16日
仙台家庭裁判所

平成２８年（家）第６００７号
山形県酒田市高砂１丁目７番19号
申立人　佐藤　多寿
本籍山形県東田川郡庄内町古関字土手の下53番地、最後の住所山形県東田川郡余目町大字古関字土手の下53番地
不在者　加藤　文夫
昭和21年12月８日生
届出期間満了日　平成29年５月17日
山形家庭裁判所酒田支部

平成２８年（家）第５９２５号
東京都世田谷区尾山台３丁目30番４号タウンハイツ尾山台106号
申立人　山本富士雄
本籍静岡県榛原郡川根本町徳山1060番地、最後の住所静岡県志太郡徳山村堀之内891番地
不在者　山下　まさ
昭和24年11月28日生
届出期間満了日　平成29年５月19日
東京家庭裁判所